**法令等改正情報**

法令等改正の動向を掲載します。詳細については、記載のHPをご覧ください。

| 法令等の名称 | 改正の概要（１月21日現在） |
| --- | --- |
| 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令令和３年９月29日公布令和４年10月１日施行 | 令和２年11月に内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制の点検において、事業者より、ボイラーについてはバイオマスを燃料とした場合に他の燃料と同出力であるにもかかわらず、政令において定める伝熱面積の要件により規制対象となりやすく公平でないこと等から、燃焼能力のみによる規制にすべきとの旨の要望がなされた。これを受け、環境省において、専門家等からなる「ばい煙発生施設影響評価検討会」を設置し、検討した結果、「伝熱面積の要件については無くすことが適当である」旨の結論が取りまとめられた。（報告書：https://www.env.go.jp/air/post\_79.html/mat03.pdf）また、バーナーを持たないボイラーについては、「当該規模要件についてはバーナーの有無に限らず『燃料の燃焼能力』とすべきと考えられる」旨、報告書に盛り込まれた。これを受け、令別表第１におけるボイラーの規模要件が改正された。・「伝熱面積」の規模要件を撤廃する。・伝熱面積の規模要件撤廃に伴いバーナーを持たないボイラーについては、バーナーを持つボイラーと同規模であるにもかかわらず規制対象外となることから、公平な規制にするため「バーナーの燃料の燃焼能力」から「燃料の燃焼能力」に改正する。https://www.env.go.jp/press/110025.html |
| 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令令和３年９月24日公布令和３年12月11日施行 | 水質汚濁防止法における亜鉛含有量に係る暫定排水基準について、現行の暫定措置が令和３年12月10日をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される排水基準について定めるもの。現行の暫定排水基準が設定されている３業種のうち１業種（電気めっき業）について、暫定排水基準を５mg/Lから４mg/Lに強化し、適用期間を令和６年12月10日まで延長することとされた。https://www.env.go.jp/press/109976.html |
| 排水基準を定める省令の一部を改正する省令令和３年９月24日公布令和３年10月１日施行 | 水質汚濁防止法における閉鎖性海域の窒素に係る暫定排水基準について、現行の暫定措置が令和３年９月30日をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される暫定排水基準について定めるもの。天然ガス鉱業に係る現行の窒素含有量の暫定排水基準の適用期間を令和５年９月30日まで延長することとされた。https://www.env.go.jp/press/110002.html |
| 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令令和３年10月４日公布令和３年10月31日施行 | 環境影響評価法の対象となる風力発電所に係る規模要件について、以下のとおり改正された。第一種事業：「１万kW以上」から「５万kW以上」に改正第二種事業：「7,500kW以上１万kW未満」から「３万7,500kW以上５万kW未満」に改正https://www.env.go.jp/press/110033.html |
| 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の改正令和３年10月７日告示令和４年４月１日施行 | ・六価クロムに係る基準値の見直しについて　公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の六価クロムの基準値について、現行の0.05 mg/Ｌから0.02 mg/Ｌに改正された。・大腸菌群数に係る環境基準の見直しについて　大腸菌群数を生活環境項目環境基準の項目から削除し、新たに大腸菌数が追加された。基準値は、現行の類型区分とその利用目的の適応性に基づき設定することとされた。https://www.env.go.jp/press/110052.html |
| 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令令和３年10月20日公布令和５年４月１日施行 | ・第一種指定化学物質の見直し現行462物質が指定されているところ、改正後は515物質となる。また、特定第一種指定化学物質については、現行15物質が指定されているところ、改正後は23物質となる。・第二種指定化学物質の見直し現行100物質が指定されているところ、改正後は134物質となる。　https://www.env.go.jp/press/110089.html |
| 気候変動適応計画の閣議決定令和３年10月22日公表 | 気候変動適応に関する施策の基本的方向性、気候変動適応に関する分野別施策、分野横断的に取り組む基盤的施策について記載している計画について、「気候変動影響評価報告書」で示された最新の科学的知見を踏まえ、「重大性」「緊急性」「確信度」に応じた適応策の特徴を考慮した「適応策の基本的考え方」を追加するとともに、PDCA サイクルの下で、分野別施策及び基盤的施策に関するKPI の設定、国 |
| ・地方自治体・国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる観点からの指標の設定等による進捗管理等の実施について記載したもの。https://www.env.go.jp/press/110115.html |
| 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令令和３年11月８日公布令和４年４月１日施行 | ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を改正する政令地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第54号。以下「改正法」という。）の施行期日が令和４年４月１日とされた。・地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令改正法により、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における開示請求規定や磁気ディスクによる報告規定が削除されたこと等に伴い、施行令の関連規定の削除等が行われた。https://www.env.go.jp/press/110161.html |
| 2021年度 環境省LD-Techリスト（案）及び水準表（案）公表令和３年12月６日公表 | 環境省では、2050年カーボンニュートラルに向け、エネルギー起源CO2の排出削減に最大の効果をもたらす先導的な技術を、環境省LD-Tech (Leading Decarbonization Technology) として整理し、普及を進めていく。この度、業界団体等からの情報提供や有識者からの御意見を参考としながら、先導的な脱炭素技術に関する情報を整理し、「2021年度 環境省LD-Techリスト（案）」及び「2021年度 環境省LD-Tech水準表（案）」としてまとめ、公表された。https://www.env.go.jp/press/110184.html |
| 騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令令和３年12月24日公布令和４年12月１日施行 | コンプレッサーの最近の低騒音化・低振動化に係る技術動向や生活環境における影響実態等を整理しつつ、騒音規制法及び振動規制法における規制対象範囲の見直しについて検討を進めてきた結果を踏まえ、騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号。以下「騒音令」という。）及び振動規制法施行令（昭和51年政令第280号。以下「振動令」という。）の改正がされた。・騒音令別表第１に定めるコンプレッサー（空気圧縮機）について、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを規制対象外とする。・振動令別表第１に定めるコンプレッサー（圧縮機）について、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを規制対象外とする。https://www.env.go.jp/press/110291.html |
| 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令令和３年12月24日公布・施行 | 新たに、試験研究及び分析の用途に用いられるハイドロクロロフルオロカーボンについて、法第13 条第１項の政令で定める特定物質等及び特定用途の対象とし、製造数量の許可を不要とされた。試験研究及び分析の用途に用いられる特定物質等については、製造数量の許可を不要とする措置が2021 年12 月31 日までの暫定的な措置とされているところ、当該期限を撤廃し、恒久的な措置とされた。https://www.env.go.jp/press/110361.html |
| 令和２年度のフロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類充塡量及び回収量等の集計結果令和３年12月24日公表 | 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、第一種フロン類充塡回収業者から報告された令和２年度実績の集計結果を取りまとめ、公表された。https://www.env.go.jp/press/110357.html |
| 令和２年度の電気事業者ごとの基礎排出係数・調整後排出係数等の公表令和４年１月７日公表 | 地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における温室効果ガス排出量の算定に用いる令和２年度の電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数等について公表された。https://www.env.go.jp/press/110373.html |
| プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令等の公布及びプラスチック使用製品廃棄物分別収集の手引きについて（政省令）令和４年１月19日公布令和４年４月１日施行（手引き）令和４年１月19日公表 | 令和３年６月11日に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和３年法律第 60号。）に係る施行令等（政令２件、省令・命令５件、告示２件）が公布されたもの。また、これに併せて作成した、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」が公表された。https://www.env.go.jp/press/110432.html |